

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 7 月 6 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第48号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（平成12年岩手県規則第101号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(合格証明書)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 前項の申請は、別に定める様式による登録販売者試験合格証明書交付申請書により行わなければならない。この場合において、第9条の受験願書の記載事項のうち本籍地又は氏名に変更があるときは、<u>戸籍抄本又は外国人登録原票記載事項証明書</u>を添えて行わなければならない。</p>	<p>(合格証明書)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 前項の申請は、別に定める様式による登録販売者試験合格証明書交付申請書により行わなければならない。この場合において、第9条の受験願書の記載事項のうち本籍地又は氏名に変更があるときは、<u>戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（日本国籍を有していない者については、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）又は同法第12条第1項に規定する住民票記載事項証明書（同法第7条第1号から第3号までに掲げる事項及び同法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）</u>を添えて行わなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規則は、平成24年7月9日から施行する。
- この規則による改正後の薬事法施行細則第11条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に提出する書類について適用し、同日前に提出した書類については、なお従前の例による。